

## 千葉市長の資産等報告書の閲覧の概要について

「千葉市長の政治倫理に関する条例」に基づき、千葉市長の資産等報告書の閲覧を、11月21日（火）から開始しますのでお知らせします。

### 1 対象者

市長（配偶者及び扶養する親族を含む。）

### 2 閲覧に供する報告書

資産等報告書

任期開始の日（平成29年6月14日）において有する資産等について、同日から起算して100日を経過する日までに作成する。

### 3 報告すべき資産等

- (1) 土地
- (2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権
- (3) 建物
- (4) 預金及び貯金（普通預金及び普通貯金を含む。）
- (5) 有価証券
- (6) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品
- (7) ゴルフ場の利用に関する権利
- (8) 貸付金
- (9) 借入金

### 4 報告書の保存及び閲覧

- (1) 保存期間 報告書を作成すべき期間の末日の翌日から起算して5年間
- (2) 閲覧対象者 何人も閲覧できる
- (3) 閲覧開始日 平成29年11月21日（火）
- (4) 閲覧時間 9:00～17:15
- (5) 閲覧場所 総務局総務部人事課コンプライアンス推進室（本庁舎2階）